

香芝市告示第 2 1 4 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条の規定により次のとおり公示します。

なお、関係図書は、令和 7 年 1 1 月 6 日から同年 1 1 月 1 9 日まで、都市創造部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和 7 年 1 1 月 6 日

香芝市長 三 橋 和 史

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する日

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

良福寺、藤山一丁目、穴虫及び尼寺二丁目の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 良福寺地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	良福寺 2 9 6 番 2	良福寺 2 9 5 番 3
1 6 7	良福寺 2 9 7 番 2	良福寺 7 6 7 番 1
1 6 7 - 3	良福寺 2 9 5 番 6	良福寺 2 9 6 番 8
1 6 7 - 4	良福寺 2 9 5 番 7	良福寺 2 9 6 番 6

(2) 藤山一丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	藤山一丁目 1 0 6 4 番 1	藤山一丁目 1 0 6 2 番

(3) 穴虫地区

枝線

管路番号	起点	終点
6 2 4 1	穴虫 1 0 7 5 番 1	穴虫 1 0 8 6 番 2
6 2 4 2	穴虫 1 0 7 5 番 1	穴虫 1 0 7 8 番
6 4 3 7	穴虫 1 2 3 5 番 1	穴虫 1 2 2 6 番 5
6 4 3 8	穴虫 1 2 5 2 番 5	穴虫 1 2 3 5 番 1

(4) 尼寺二丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
—	尼寺二丁目 1 0 4 番 1 2	尼寺二丁目 1 0 5 番

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野 4 6 0 番地

奈良県第二浄化センター